

18110

鳥取縣公報

規 則

◇鳥取縣規則第四十一號

鳥取縣經濟再建整備委員會規程を次のように定める。

昭和二十二年十一月十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣經濟再建整備委員會規程

第一條 鳥取縣經濟再建整備委員會は企業再建整備法第

四附置條並びに金融機關再建整備法第七條第四十一條

第四十七條第四十九條及び第五十條の規定によりその

権限に屬せしめた事項を行う

第二條 鳥取縣經濟再建整備委員會は鳥取縣廳にこれを

置き鳥取縣知事の監督に屬する

第三條 鳥取縣經濟再建整備委員會は會長一人及び委員

十五人でこれを組織する

昭和二十二年十一月十日

外

月 曜 日

前項の定員の外必要ある場合に於ては臨時委員を置く
ことが出来る

第四條 鳥取縣經濟再建整備委員會の會長は鳥取縣知事
を以てこれに充てる

鳥取縣經濟再建整備委員會の委員及び臨時委員は縣經
濟部長、廣島地方經濟安定局關係官、廣島財務局鳥取
地方部長、廣島地方商工局關係官、日本銀行鳥取事務
所長、産業界代表、金融界代表、労働代表及び學識經
驗あるものゝ中から知事がこれを命ずる。

第五條 會長は會務を總理する。
會長事故あるときは會長の指名する委員が會長の職務
を代理する。

第六條 鳥取縣經濟再建整備委員會に幹事若干名を置く
幹事は關係各廳の官吏吏員日本銀行職員及び學識經驗
あるものゝ中から知事がこれを命ずる。

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル)

昭和二十二年十一月十日 (昭和四年四月五日) 外 (第三種郵便物認可)

本書ノ大キサハ國定規格A列5

